

令和元年度第 2 1 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和 2 年 2 月 1 2 日
 担当部・課：健康部保険年金課〔内線 2 3 3 2〕
 健康部介護保険課〔内線 2 4 4 3〕

① 件 名
令和元年台風第 1 9 号に伴う国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除措置の延長について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 令和元年台風第 1 9 号による災害について、同年 1 0 月 1 2 日に災害救助法が適用され、被災者に係る国民健康保険一部負担金及び介護保険サービス利用者負担額については、国からの通知に基づき、令和 2 年 1 月 3 1 日まで支払いを免除する扱いを行ってきたところであるが、今般、国より本取扱いについて、同年 3 月 3 1 日まで延長する方針が示された。</p> <p>【目的】 国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除措置を延長することにより、被災者の医療や介護サービスを確保するとともに、経済的負担の軽減を図るもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号） 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号） 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 3 5 年厚生省令第 1 0 号） 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 1 2 年厚生省令第 2 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和元年 1 0 月 1 2 日 災害救助法適用 1 8 日 令和元年台風第 1 9 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（厚生労働省保険局事務連絡） 令和元年台風第 1 5 号又は第 1 9 号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（厚生労働省老健局事務連絡） 国保一部負担金及び介護サービス利用者負担額の窓口支払猶予実施</p> <p>1 1 月 2 6 日 国保一部負担金及び介護サービス利用者負担の免除に関する要綱の施行（免除期間 令和元年 1 0 月 1 2 日から令和 2 年 1 月 3 1 日）</p> <p>令和 2 年 1 月 2 4 日 令和元年台風第 1 5 号又は第 1 9 号等に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（厚生労働省保険局事務連絡） 令和元年台風第 1 5 号又は第 1 9 号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（厚生労働省老健局事務連絡）</p> <p>2 7 日 令和元年台風第 1 9 号に伴う石巻市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱及び令和元年台風第 1 9 号に伴う介護サービスの利用者負担額の免除に関する要綱の一部改正</p>
⑤主要内容
<p>令和元年台風第 1 9 号に伴う国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除措置を令和 2 年 3 月 3 1 日まで延長する。 なお、免除対象者の要件、減免割合及び免除の実施方法については、従前のおりとする。</p>

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

被災者の経済的負担の軽減を図ることができる。

【市財政への負担】

	対象数	免除額（見込み）		
		10/12～1/31	2/1～3/31	合 計
国保一部負担金 見込額	318人	13,000千円	6,500千円	19,500千円
介護サービス 利用者負担額 見込額	194人	14,800千円	7,400千円	22,200千円

※対象者数は令和2年1月29日現在

（財源）

国保一部負担金及び介護サービス利用負担額に係る財政支援予定
 災害臨時特例補助金 2/10、特別調整交付金 8/10

⑦他の自治体の政策との比較検討

県内各自治体及び宮城県後期高齢者医療広域連合においても免除措置の延長を実施予定

⑧今後の予定及び施行予定年月日

⑨その他